

「中間取りまとめ」に対する国民の意見について（270件中：複数の意見がある場合には、全て記載した。）

意 見	合 計 件 数	具 体 的 内 容
<p>より厳しい基準を設定すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000pg-TEQ/gは甘い。厳しい値を設定すべき ・ 欧米並に厳しい値を設定すべき 	<p>232 (134) (98)</p>	<p>中間取りまとめにおいて提案されたガイドライン値について、より厳しい値の設定を求める意見が多数寄せられた。なお、その大部分は、ガイドライン値の設定根拠等の適否の判断や論証には言及していない。（223件）</p> <p>欧米並のガイドラインの設定を求める意見は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な内容を明示していないもの。（42件） ・ 我が国の居住地等において対策をとるべきガイドライン値を、スウェーデンの居住地等におけるガイドライン値（10pg-nTEQ/g）並にすべきとしたもの。（35件） ・ 我が国の居住地等において対策をとるべきガイドライン値と、ドイツの農用地のガイドライン値（40pg-TEQ/g）、オランダの放牧地のガイドライン値（10pg-TEQ/g）とを比較し、提案されたガイドライン値が過大と評価したもの。（19件） ・ イタリアでは1988年、ダイオキシン類に関するガイドラインが定められている。参考にすべきとしたもの。（2件） <p>具体的なデータに基づいてガイドライン値を評価した意見は以下のとおり。（6件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯平均のダイオキシン類曝露量と健康リスク評価指針値と比較してガイドライン値を定めるのではなく、生涯のどの時期においても耐容1日摂取量を超えないようにすべきであるとしたもの。（5件） ・ TDIを3～4pg-TEQ/kg/dayと仮定し、曝露状況を試算した上で、独自にガイドライン値を試算し、250pg-TEQ/gを提案したもの。（1件） <p>その他、以下のような意見があった。</p> <p>ダイオキシン類対策が遅れた我が国では、諸外国並のガイドライン値では問題であるとしたもの。（1件）</p>
<p>ガイドライン値は概ね妥当である。</p>	<p>3</p>	<p>提案されたガイドライン値を妥当とする意見もあった。</p> <p>居住地に対するガイドライン値としては、諸外国と比較しても妥当な数字であるとしたもの。（2件）</p> <p>調査が十分でない現状、諸外国のガイドライン値を勘案すれば概ね妥当であるとしたもの。（1件）</p>

意見	合計 件数	具体的内容
土地の用途別にガイドラインを設定すべき	184	
具体的な土地利用の形態を示さずに、多様なガイドラインを設定すべきとしたもの	11	「居住地等」以外の土地利用について、多様なガイドラインを設定すべきとしたもの。 (10件) ダイオキシン類が移動する可能性を考慮し、居住地等だけでなく、全ての土地に対してガイドライン値を設定すべきとしたもの。(1件)
* 農地、放牧地のガイドラインを設定すべき	113	食品からのダイオキシン類摂取量が多いことや、諸外国において設定している国があること等を理由に、設定すべきとするとしたもの。(72件) 単に、ガイドライン値を設定すべきとしたもの。(41件)
* 子供の遊び場(公園、校庭含む)のガイドラインを設定すべき	28	ドイツにおいて、子供の遊び場のガイドライン値を設定していることから、子供の遊び場についてガイドライン値を設定すべきとしたもの。(12件) 単に、ガイドライン値を設定すべきとしたもの。(11件) 子供は大人よりもダイオキシン類に対する感受性が強いということを論拠に、ガイドライン値の設定を求めたもの。(3件) 児童期の土壌摂取量が成人期より多いこと等から、ガイドライン値を設定すべきとしたもの。(2件)
廃棄物処分場のガイドラインを設定すべき	14	主要な汚染源であるとしてガイドライン値を設定すべきとしたもの。(7件) 単に、ガイドライン値を設定すべきとしたもの。(6件) 高濃度のダイオキシン類を含む飛灰等が処分されていることをもってガイドライン値を設定すべきとしたもの。(1件)
欧米並に土地利用に応じてガイドラインを設定すべき	12	欧米において、土地利用に応じたガイドライン値が設定されていることから、土地利用別のガイドライン値を設定すべきとしたもの。(12件)
工場、事業所のガイドライン値を設定すべき	6	単に、ガイドライン値を設定すべきとしたもの。(6件)
土地利用別のガイドライン値を定めるべきでない。	1	以下のような観点から土地利用別にガイドライン値を定めるべきでないとする意見もあった。 住宅地とそうでない地域が隣接している中、土地利用の区分を分けるのは問題である。

意見	合計 件数	具体的内容
中間取りまとめにおいて試算している曝露リスクの試算の前提条件を精査すべき。	76	
WHOのTDI (1 ~ 4 pg-TEQ/kg/day)を基にガイドライン値を評価すべき	61	現時点の曝露リスクを評価するに当たっては、健康リスク評価指針値 5 pg-TEQ/kg/dayではなく、WHOにおいて提案されている1 ~ 4 pg-TEQ/kg/dayを用いるべきとしたもの。(61件)
WHOより厳しい摂取基準を定めるべき	7	TDIをWHOの提案よりも低い値に設定すべきとしたもの。(7件)
土壌以外の環境媒体の数値を見直すべき	4	土壌中ダイオキシン類濃度が高い地域は、他の環境媒体のダイオキシン類濃度も高い可能性を踏まえてリスク評価を行うべきとしたもの。(4件)
リスク評価検討会との曝露シナリオの相違点を十分に説明すべき。	2	ダイオキシンリスク評価検討会報告書での土壌からの曝露試算との変更点について、変更理由を十分説明すべきとしたもの。(2件)
* 対象とする範囲を明確化すべき	1	居住地等の性格を明確に示すべきとしたもの。(1件)
汚染を総合的に評価すべき	1	米国ではサイトアセスメントを実施している。日本も土壌だけの切り口でなく、総合的に汚染を評価すべきとしたもの。(1件)
全てのダイオキシン類(210種類)を規制すべき	75	ジベンゾジオキシンとジベンゾフランの2種類のみを対象とするのは問題であり、全てのダイオキシン類を規制すべきとする等、中間取りまとめでは毒性等量換算して210種類全てを対象としている記述につき、評価、言及していないもの。(73件) ダイオキシン類のうち、現在、毒性等価係数がゼロと評価されている異性体も、環境ホルモンの観点に立てば規制する必要があるとしたもの。(1件) 今後、農用地の検討に当たっては、1,3,6,8-TCDD等の毒性換算係数ゼロの異性体について、毒性の検証が必要であるとしたもの。(1件)

意見	合計 件数	具体的内容
ダイオキシン類の発生源対策を進めるべき	42	
農薬を規制すべき	18	無農薬栽培等を推奨する意見があった。(18件)
ゴミの減量化を進めるべき	13	ダイオキシン類の主要な発生源との観点からゴミを減量化すべきとしたもの。(13件)
ダイオキシン類の排出抑制を徹底すべき	4	ダイオキシン類の主要な発生源を燃焼過程とし、焼却炉の改善等により排出抑制を講ずべきとしたもの。(1件) 排出抑制担当機関を都道府県に設置すべきとしたもの。(1件) 市町村にダイオキシン類測定施設を設け、土壌汚染を日常的に検査すべきとしたもの。(1件) 単に、ダイオキシン類の排出を抑制すべきとしたもの。(1件)
塩化ビニルを規制すべき	4	塩化ビニルの焼却によりダイオキシン類が発生するとして、塩化ビニルの焼却や使用を制限すべきとの意見があった。(4件)
ダイオキシン類の排出実態をしっかりと把握すべき	2	産業廃棄物焼却施設からの排出が過少に評価されているとしたもの。(2件)
大気の規制値を厳しくすべき	1	多くの地点で大気の指針値を超過している。規制値を厳しくすべきとしたもの。
ガイドラインではなく規制的な基準を定めるべき	19	ガイドラインではなく罰則規定を設けた規制的な基準を設定すべきとしたもの。(19件)
調査・研究を充実すべき。	13	必要なデータを得るための実証試験を実施すべきとしたもの。(3件) 有機溶媒、界面活性剤やフミン質によりダイオキシン類が水に溶け出すことが考え、対応を検討すべきであるとしたもの。(3件) 検査・研究の改善を図るべきとしたもの。(1件) 焼却炉、産業廃棄物処分場周辺、農用地の調査を実施すべきとしたもの。(1件) 国土の一斉調査を実施すべきとしたもの。(1件) 大気浮遊粒子は粒径が小さく、土壌中の平均値よりもダイオキシン類濃度が高いと考えられるため、実測が必要としたもの。(1件) ダイオキシンの影響を評価するバイオマーカーとして、P450系だけでなく、誘導される遺伝子群等を総合的に捕まえるべきであり、そのために関係省庁のダイオキシン対策を更に一元化して系統だった研究開発体制を組む必要があるとしたもの。(1件) PCPは水溶性であることから、不純物のOCDDも土壌中に細かく分散していると考えられ、体内に入った場合の吸収等の挙動は飛灰由来のものとは異なるとしたもの。(1件) ダイオキシン類は自然条件において、分解することが明らかである。今後、ダイオキシン類の分解物等の安全性検証が必要であるとしたもの。(1件)

意見	合計 件数	具体的内容
C o - P C B も含めて規制すべき	11	ダイオキシン類にC o - P C B も含めて評価をすべきとしたもの。(1 1 件)
食品中の基準値を設定する等の対策をとるべき	11	<p>ダイオキシン類の人への主要な曝露経路である食品について、基準値の設定を求めるべきとしたもの。(7 件)</p> <p>土壌汚染に関連した食品摂取から来るリスクを含めた総合評価に基づき、対策基準を設定するシナリオが必要としたもの。(1 件)</p> <p>食品と土壌汚染との関わりもさらに検討すべきとしたもの。(1 件)</p> <p>子供への影響について、母乳の影響も含めて検討を行うべきとしたもの。(1 件)</p> <p>魚のダイオキシン問題も早急に解決すべきとしたもの。(1 件)</p>
* 対策に関する記述を充実すべき。	10	<p>封じ込めによる対策については、海外でも実績のある粘土鉱物を活用すべき。(3 件)</p> <p>現在、我が国において実用化されている有効な技術の紹介が必要である。(1 件)</p> <p>ガイドライン値を超過する汚染が判明した場合、汚染源の究明・特定、発生防止策を行い、同時に曝露防止策を講ずべきとしたもの。(1 件)</p> <p>ガイドライン値のボーダーラインケースについては、該当地域でのダイオキシン汚染の発生源を明確にし、操業停止を含めた削減対策が必要としたもの。(1 件)</p> <p>バイオレメディエーション、ファイトレメディエーション等が重要としたもの。(1 件)</p> <p>ダイオキシン類を無毒化する技術の開発が重要である。(1 件)</p> <p>除去した土壌の処分方法について検討が必要だ。(1 件)</p> <p>河川、海域の底質の除去技術について検討すべき。(1 件)</p> <p>土壌流出等の緊急時の対策も含め、土壌中のダイオキシン類量を減らすという積極的な方向性を示すべきとしたもの。(1 件)</p>
国民に対し、十分なリスクコミュニケーションを行うべき。	8	<p>ダイオキシン類の環境ホルモン作用についての考え方を提示すべきとしたもの。(1 件)</p> <p>国民、企業、農家は何をすべきか積極的にアピールすべきとしたもの。(1 件)</p> <p>リスク評価に対する専門家と社会一般の意識の違いをどう埋めるかも検討すべきとしたもの。(1 件)</p> <p>環境教育が重要であるとしたもの。(1 件)</p> <p>今後、環境庁が記述疫学のプロセスから分析疫学や介入疫学に入る場合の企画は、どのように検討されているか。早急にリスクアセスメントや「環境と影響の評価」について施策方針を示すべきとしたもの。(1 件)</p> <p>WHOのIARCによると、化学工場の事故など非常に特殊な状況で非常に多量の曝露を受けた場合に発癌性が問題となるのであり、報告書の序文で「発癌性」を殊更に強調すべきでないとしたもの。(1 件)</p> <p>今回の中間報告で、なぜ緊急に対策をとるべきかという積極的な理由や、予想される具体的な影響の内容や範囲を明確にすべきとしたもの。(1 件)</p>

		国民の意見聴取や相互の意見交換の場を設けるべきとしたもの。(1件)
意見	合計 件数	具体的内容
水質に係る基準値を設定すべき	6	公共用水域について基準値を設定すべきとしたもの。(3件) 水系の上流にある素掘り処分場、又は安定型処分場からの浸出水は問題であるとしたもの。(1件) 産業廃棄物処分場が多い山奥は水源に近いところもあり、飲料水が心配であるとしたもの。(1件) 水道水にも厳しい基準値を設定すべきとしたもの。(1件)
ガイドライン値を示すことで、ガイドライン値未満については安全ととられかねない。	6	ガイドライン値未満の地域は、安全であるとされ、土壌対策がとられないのは問題であるとしたもの。(6件)
情報公開を徹底すべき。	5	調査データの公表に努めるべきであるとしたもの。(1件) 検討会を公開で実施すべきであるとしたもの。(1件) 単に、情報公開をすべきとしたもの。(1件) 学校、公共施設の土壌調査及び数値の公表を義務化すべきとしたもの。(1件) 食品中ダイオキシン類濃度を調査し、公表すべきとしたもの。(1件)
土壌調査暫定マニュアルと中間取りまとめの関係について明示すべき。	3	土壌調査マニュアルでの土壌調査は表層5cmを対象としているが、健康に影響するのは表層であり、測定濃度に安全側の配慮が必要としたもの。(2件) ガイドライン値と土壌調査マニュアルとの関係を明記しないため、いい加減な測定により対策不要となる場合が想定され、問題としたもの。(1件)
ダイオキシン類の生態系への影響を考慮すべき。	2	土壌生物、植物等、生態系への影響を考慮すべきとしたもの。(2件)
その他の意見	10	ダイオキシン大反対(8件)、ダイオキシン反対(1件)、ダイオキシン(1件)
	1	検討会に臨床医学を専門とする委員がないのは問題としたもの。
	1	豊島の汚染状況を参考資料に載せるべきとしたもの。

